

日本脳科学関連学会連合 入会申込書

平成 29 年 12 月 8 日

日本脳科学関連学会連合
代表 岡部 繁男 殿

この度、貴学会連合の運営規約を了解の上、下記の年会費の納付に同意し、貴学会連合に加入致したく申し込み致します。

フリガナ	ニホンノウカガッカイ		
学会名	日本脳科学会		
フリガナ	イヨ マサオミ		
代表者名	伊豫 雅臣		
法人格 (一般社団法人、など)			
設立年月日*	1996 年 5 月 17 日		
会員数*	219 名 (2017 年 10 月時点)		
学会ホームページ	http://jsfbs.com/		
事務局住所	〒260-8670		
	千葉県千葉市中央区亥鼻 1-8-1 千葉大学大学院医学研究院 精神医学内		
	TEL 043-226-2149	FAX 043-226-2150	
事務局メールアドレス	japnno@gmail.com		
事務局担当者	田辺 裕子		
年次大会 URL	http://jsfbs.com/the-44th-time/index.html 直近のプログラムを提出 (電子ファイルあるいは URL でも可)		
当該学会に対応する 国際学会組織の有無	<input type="checkbox"/> 有 (学会名: _____) <input checked="" type="checkbox"/> 無		

会則・定款の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有（有の場合は会則・定款を添付）／ <input type="checkbox"/> 無
学会誌の発行の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 直近の学会誌を提出（電子ファイルあるいは URL でも可） <input type="checkbox"/> 無
直近の学術集会における スポンサーシンポジウム 等（※）が全シンポジウム 等に占める割合	学術集会開催地（青森県弘前市） 学術集会開催年月日（2017年10月14日～15日） A：シンポジウム等の総数（1） B：スポンサーシンポジウム等の数（0） B/A = （ ）
日本医学会への加入 の有無*	<input type="checkbox"/> 有（加入年 年）／ <input checked="" type="checkbox"/> 無
事業概要*	日本脳科学会はGABA・GABOBおよびその関連物質研究会（昭和34～48年）と日本条件反射学会（昭和34～48年）を母体とし、脳研究会（昭和49～平成6年）を前身とした、伝統ある学会です。脳神経科学に携わる解剖学や生理学、薬理学、分子生物学などの基礎医学系や精神医学、神経内科学、脳外科学などの臨床医学系また工学系や心理学系など多分野の研究者が一同に集う脳科学に関する学術会議です。従って、本学会は日本脳科学関連学会連合の趣旨に則した学会と考えます。
本連合会員学会に、貴学会 と関連する学会がある際 にはその関連性や差異に ついてご説明下さい	
備考欄（設立後の改組・ 法人化等の経緯はここに 記載してください。）	

*の項目については、承認後に脳科連ウェブサイト (<http://www.brainscience-union.jp/>) へ掲載させていただく予定です。

※ワークショップ、セミナー、講演（特別講演、教育講演ほか）等を含めて記載して下さい。

■入会申込書と参考資料（直近のプログラムおよび学会誌がある場合）は、下記日本脳科学関連学会連合事務局まで送付してください。

■年会費の納付について

会員は本連合の運営費として、年額30,000円を納める。2年間滞納した会員は会議で議決の上、除名することができる。（運営規約第18条）

〒351-0198 埼玉県和光市広沢2番1号 理化学研究所脳科学研究推進室内
日本脳科学関連学会連合事務局

日本脳科学会規約

■ 第1章 総則

第1条（名称） この団体は、日本脳科学会（Japan Brain Science Society、略称JBSS）と称する。

第2条（所在地） この団体を次の所在地に置く。千葉県千葉市中央区亥鼻 1-8-1 千葉大学大学院医学研究院精神医学内

第3条（設立年月日） この団体の設立は 1996 年 5 月 17 日である。

第4条 この団体は 2016 年 4 月 1 日より、千葉県千葉市中央区亥鼻 1-8-1 千葉大学大学院医学研究院精神医学内へ移転した。

■ 第2章 目的および事業

第5条 本会は生命体の行動および恒常性維持ならびに人のこころの健康に、脳神経系がどのように関与しているかの総合的、学際的研究を促進することを目的とする。

第6条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 会誌その他の印刷物の刊行
3. 国内外の関連学会との連絡および協力
4. その他本会の目的達成に必要な事業

■ 第3章 会計

第7条 本会の経費は、会費および各種補助金をもって充てる。

第8条 収支の予算および決算は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第9条 本会の会計年度は 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終る。

■ 第4章 構成員

第10条 この団体の構成員は、次の 4 種類の正規会員と臨時会員とする。

1. 正会員

本会の対象とする領域に関し学識経験を有する者。

2. 名誉会員

本会の発展に特に貢献した者で、理事会が推薦し、評議員会で承認された者。

3. 賛助会員

本会の目的に賛同し、事業を援助する者。

4. 学生会員

在学生であって本会の対象領域に関係ある課程を修めている者。 なお、本会主催の学術

集会等に正会員と連名で筆頭者として発表する者を臨時会員とする。

第 11 条 正会員あるいは学生会員になろうとする者は評議員の推薦により所定の申し込み用紙に必要事項を記載し、年度会費を添えて事務局に提出し評議員会の承認を受けなければならない。

第 12 条 正規会員は本会が刊行する会誌および印刷物の優先頒布を受け、学術集会で発表することができる。

第 13 条 会員で退会しようとする者はその旨を文書をもって本会事務局まで届けなければならない。

第 14 条 会員は次の場合には会員の資格を喪失する。

1. 退会の届出をしたとき
2. 会費の納期を 1 年以上経過し、かつ催告に応じないとき
3. その他本会則に違反し、あるいは本会の名誉および信用を甚だしく傷つけ、評議員会で除名の決議がなされたとき

■ 第 5 章 会費

第 15 条 会員は毎年次の会費を各年度の初めに納入するものとする。なお、既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

1. 正会員 6,000 円
2. 賛助会員 (年額 1 口 50,000 円) 1 口以上
3. 学生会員 3,000 円
4. 臨時会員 6,000 円
5. 名誉会員年度会費は免除

■ 第 6 章 役員

第 16 条 本会には次の役員をおく。

理事長：1 名 (伊豫雅臣教授)

理事：若干名

監事：2 名

評議員：若干名

会長：1 名

事務局長：1 名 (金原信久先生)

事務局長：1 名 (田辺裕子)

第 17 条 理事は評議員の中から評議員会において選出される。理事のうち若干名は理事長が指名することができる。理事は理事会を組織し、会務を執行する。

第 18 条 理事長は理事の互選によって選ばれる。理事長は本会を代表し、会務を掌理し評議員会を招集する。理事長は収支予算および決算、役員人事など主な会務について、総会

もしくはその他の方法により一般会員に報告しなければならない。

第 19 条 理事会は、必要に応じ評議員会の承認を得て、委員会を設けることができる。委員会の委員は、正会員の中から理事長が委嘱する。

第 20 条 監事は、評議員会において選出される。監事は会計を監査し、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、監事は理事を兼ねることはできない。

第 21 条 評議員は別に定める細則に従い選出される。評議員は評議員会を組織し、本会の運営に必要な諸事項を審議決定する。

第 22 条 会長は、理事会が推薦し、評議員会の承認を得て選出される。会長は学術集会を主宰し、評議員会の議長となる。会長の任期は主宰する学術年会の終了までとし、その任期期間中理事会に出席して意見を述べることができる。

第 23 条 会長を除く役員は会計年度を単位とし、理事、監事および評議員は 4 年とする。

第 24 条 役員に欠員が生じた場合には、理事会が必要に応じて役員を補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

■ 第 7 章 会議

第 25 条 学術集会、理事会、評議員会および総会は、原則として毎年 1 回開催される。

第 26 条 総会は、本会の重要事項を全会員に諮るため、毎年 1 回定期学術集会中に開催する。

1. 学術集会の開催
2. 総会は、会長が召集してその議長となる。
3. 総会は、正会員をもって構成する。
4. 総会の議決は、出席者の過半数の賛成による。
5. 総会の議事要項は、機関誌等により正会員に通知する。

第 27 条 理事会は、理事長が招集してその議長となる。

1. 理事会は理事総数の過半数(委任状を含む)をもって成立し、出席者の過半数の賛否をもって議決する。
2. 理事会は、議事要項および議決事項を評議員会および総会に報告するものとする。
3. 理事長は、必要に応じて理事会を召集する。

第 28 条 評議員会は、理事長が招集してその議長となる。

1. 評議員会は評議員総数の過半数(委任状を含む)をもって成立し、出席者の過半数の賛否をもって議決する。
2. 理事長は、総数の 1/3 以上の評議員の要請があるとき、臨時の評議員会を開催しなければならない。

■ 第 8 章 委員会

第 29 条 本会に次の委員会をおく。

1. 編集委員会

第 30 条 編集委員は評議員会で若干名を選出する。

1. 編集委員長は編集委員の中から互選により選出し、理事長が委嘱する。
2. 編集委員の任期は 4 年とし再任を妨げない。
3. 編集委員会は、編集委員長が召集してその議長となる。
4. 編集委員会は、議長が必要と認めたときには、理事の出席を求めることができる。
5. 編集委員会は、事業計画を総会に諮り、その承認を受けなければならない。

第 31 条 本会の目的達成のために、理事会の議決を経て専門委員会をおくことができる。

■ 付則

1. 本会の会則を変更するには、評議員会拾よび総会の承認を得なければならない。
2. なお平成 8 年 5 月 19 日付で日本脳研究会の幹事である会員は平成 10 年の総会まで評議員となる

■ 評議員選出細則

1. 評議員は正会員の中から評議員候補者を推薦することができる。候補者の資格は、原則として会員歴 3 年以上の、十分な研究歴および研究業績を有するものとする。
2. 評議員候補者の推薦は、学会所定の用紙に、
 1. 評議員 2 名の記名・捺印または署名、
 2. 履歴 (最終学歴、主な職歴および専攻テーマなど)、
 3. 業績、を記載し、評議員会開催予定日の 3 ヶ月前までに理事長に提出することによる。
3. 理事長は、提出された書類に基づき候補者の適格性を理事会に諮り、適当と認めた候補者について評議員会の承認を求める。
4. 評議員の再任に際し、理事長は当該評議員の任期中の責務の遂行度を考慮して再任の適否を理事会に諮り、評議員会の議を経て再任するものとする